

介護保険に関する質問について

〔全サービス対象〕

介護保険に関する質問について

- 1 介護保険に関する質問票
- 2 寄せられた主な質問とその回答
 - 人員配置関係
 - 重要事項説明書関係
 - 訪問介護関係
 - 機能訓練関係
 - 短期入所関係
 - 嘱託医の配置
 - 栄養管理

1. 介護保険に関する質問票

1 介護保険に関する質問票

○介護保険事業者の皆様からの質問について、ファクシミリ、メール等で受け付けています。

○様式は美の国あきたHPの次のページに掲載しています。

「介護保険に関する質問票（介護保険事業者用）」

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3252>

○各種基準や厚生労働省のQ&Aを確認した上で、不明な点等についてご連絡ください。

※回答は回答日時点でのものであり、厚生労働省通知の改正等により変更されることがあります。

＜介護保険に関する質問は、本様式によりファクシミリで お願いします。＞
質問内容により下記番号に○印を付けて、それぞれのあて先へ送信願います。

(注) 質問内容については、予め「介護報酬の解釈1・2・3」及び介護保険情報バンク等をご確認のうえ質問くださるようお願いします。

(介護保険情報BANK: http://www.kaigobank.jp/cgi/db/kensaku_ex.cgi)

1 秋田県長寿社会課 介護保険班あて (fax番号: 018-860-3867)
(事業者指定・変更・更新手続き、人員・設備・運営基準、加算体制届け等に関すること。)

2 秋田県福祉政策課 地域福祉・監査班あて (fax: 018-860-3841)
(介護報酬・加算算定の可否等、ケアプラン等に関すること。)

介護保険に関する質問票

(送信票は不要です。)

事業所名	事業の種類		
質問者の職・氏名			
電話番号	fax番号		
質問事項			
関連資料名と該当ページ	(必ず記載してください)		
質問内容			

2 寄せられた主な質問とその回答

2 寄せられた主な質問とその回答

○人員配置関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
常勤の考え方について 【共通】 常勤の従業者が、育児休業等により、ある月の勤務実績が1日のみとなったが、人員基準上はどのように扱われるか。	常勤の従業者の休暇等の期間については、その期間が暦月で1月を超えない限り、常勤の従業者として勤務したものととして取り扱う。 なお、基準上の「常勤」とは、勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいい、従業者が勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基準とする。 また、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が整っている場合に、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことができる。 【運営基準等に係るQ&A（平成14年3月28日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）】

2 寄せられた主な質問とその回答

○重要事項説明書

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
重要事項説明書の変更について 【共通】 重要事項説明書の内容に変更があった場合、その都度説明・押印が必要か。	重要事項説明書は、原則として、軽微な内容であっても、変更の都度、交付・説明・同意が必要。 なお、説明した者、説明を受けた者、日時、場所（方法）、内容等を明確にし、交付・同意があった旨の記録があれば、上記が行われたと確認される。
重要事項説明書等の押印について 【共通】 重要事項説明書（契約書）に押印は必要か。自署だけではだめか。	介護保険法上、押印は求められておらず、押印等は運営法人等に委ねられる。 なお、民事訴訟法第228条第4項では「私文書は、本人（中略）の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」としている。

2 寄せられた主な質問とその回答

○訪問介護関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
訪問介護の内容、通院等乗降介助 【訪問介護】 判断に迷う事例の保険給付対象可否について。	個別具体的な事例の判断については、保険者が行うこととなる。県としての参考見解を示すが、実際の判断については保険者にも照会すること。 【訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号）】 【適切な訪問介護サービス等の提供について（平成21年7月24日厚生労働省老健局振興課事務連絡）】
訪問介護員による除雪の可否について。	除雪については、介護保険サービスには原則含まれないが、特段の事情がある場合には保険者判断により認められる場合も考えられる。

2 寄せられた主な質問とその回答

○機能訓練関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
個別機能訓練加算（Ⅰ）・イ 【通所介護】 機能訓練指導員は非常勤職員でも算定可能か。 また、専従で配置された機能訓練指導員以外の機能訓練指導員が機能訓練を実施した場合は算定可能か。	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していればよく、この機能訓練指導員は非常勤職員でも算定可能。 また、この機能訓練指導員以外の理学療法士等が機能訓練を行った場合でも算定可能ではあるが、例えば1週間のうち特定の曜日だけ専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置している場合は、その曜日に理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが加算の算定対象となる。 なお、加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。

2 寄せられた主な質問とその回答

○短期入所関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
長期利用の適正化について 【短期入所】 いわゆるロングショートの利用者について、連続60日の利用の計算は、自費利用日を含めるか。	自費利用日を含めて計算すること。 (例) 4月1日入所、5月1日に自費利用日を挟んだ利用者の場合、61日以降の単位数となるのは5月31日からとなる。

2 寄せられた主な質問とその回答

○嘱託医の配置

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
嘱託医の回診頻度について 【介護老人福祉施設ほか】 嘱託医が1ヶ月に1度回診を行っているが、これを1ヶ月半に1回にして頻度を下げてもよいか。	嘱託医との契約の内容については、介護保険法による規定はないため、入所者の処遇・健康管理に支障がない限り、回診頻度を変更することは可能。 なお、精神科医配置加算では、配置医師(嘱託医)が1人であり、当該加算における精神科医師を兼ねる場合に、配置医師として勤務する回数のうち月4回までは加算の算定の基礎としないこととしている。このことから、配置医師の勤務は、月4回を目安とできる。

2 寄せられた主な質問とその回答

○栄養管理

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
栄養士等の配置、栄養管理【施設サービス】 管理栄養士を配置せず、栄養士が栄養ケア計画の作成等を行うことは認められるか。 又は外部の管理栄養士との協働の頻度について。	栄養管理については、管理栄養士が入所者の栄養状態に応じて計画的に行うものである。 そのため、管理栄養士によらず栄養ケア計画を作成する場合は、基準を満たすとはいえず、施設サービスの場合は減算の対象となる。 外部の管理栄養士との連携により栄養管理を行う場合も、栄養ケア計画の作成は医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して行う必要があるほか、定期的な記録を行う必要がある。 したがって、1か月に1時間のみの外部管理栄養士との連携など、管理栄養士が行う業務の実施のためには明らかに不十分な体制の場合、指導の対象となる。